

# 山形県いじめ防止基本方針

## 【概要版】

最終改定 平成29年11月 山形県

- 人はかけがえのない存在であり、県民一人一人が「いのち」輝く人間として生きていく社会の実現を目指していく必要がある。

学校においては、子どもたちに自他の「生命」の尊さと人間としての「生き方」の自覚を促し、育んでいく「いのち」の教育を大切に進めていく必要がある。

- いじめの問題を考えるときに、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、子どもを見守る大人が、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

いじめの問題は、心豊かで、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する県民的な課題である。

### 第Ⅰ章 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめの問題の対策について、学校・家庭・地域・関係機関が連携を図りながら、より実効的に進めるため、以下の取組を定める。

- ① 地方公共団体や学校における組織体制の整備
- ② いじめへの組織的な対応
- ③ 教育的諸課題から配慮すべき児童生徒への対応
- ④ 重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用
- ⑤ 点検・評価と不断の見直し

### いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「けんかやふざけ合いであっても～」「好意で行った行為でも～」

#### （いじめの態様）

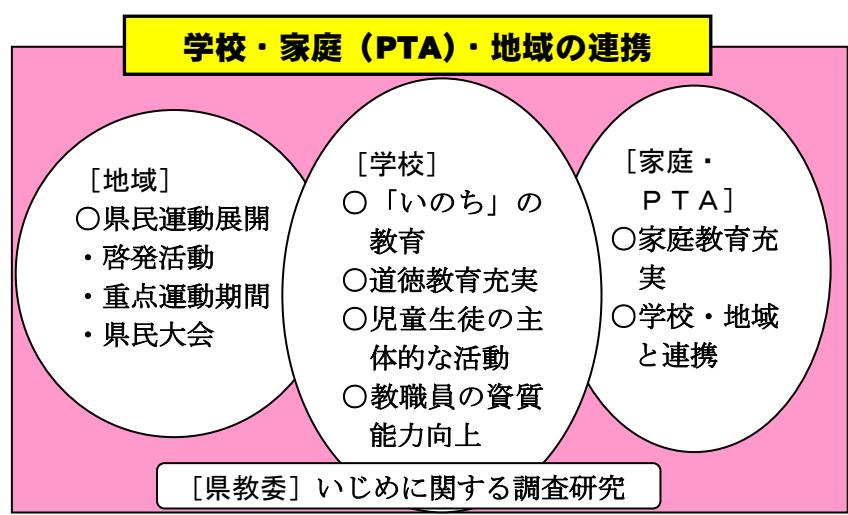
- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

## 第Ⅱ章 いじめ防止等の基本的施策

### 未然防止

#### —学校・家庭(PTA)・地域と連携した取組—

- (1) 「“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動」による県民一丸となった運動を展開する。
- (2) 児童生徒の主体的な活動を推進するとともに、児童生徒が互いに信頼し合える集団づくりを行う。
- (3) P T A 組織や保護者同士のネットワークを生かした特色ある取組を推進する。



### 早期発見

#### —いじめに気づく、見逃さない努力と工夫—

- (1) 良好的な人間関係づくりを通じ、いじめを訴えやすい学級経営に努める。
- (2) アンケートや個別面談等により、事実関係を詳しく聞き取り、継続的に注視していく。
- (3) 担任一人で抱え込むことなく、「組織」で対応し、情報を共有しながら、丁寧に見届ける。

#### 早期発見のための具体的な取組

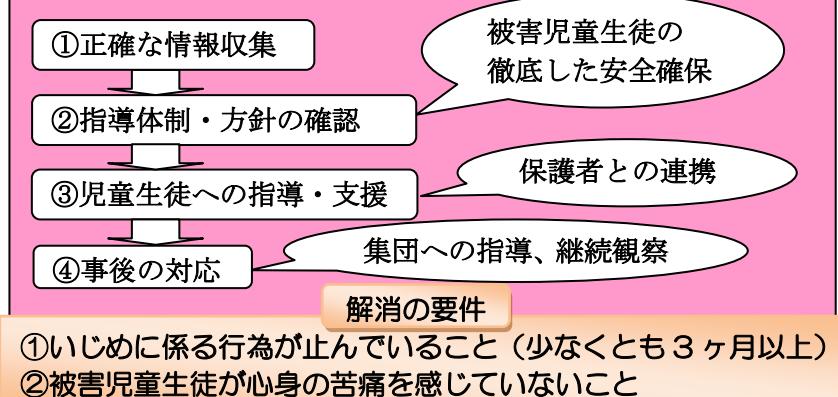


### 適切な対応

#### —徹底した組織的対応—

- (1) いじめを認知した場合、躊躇なく報告し、校長のリーダーシップのもと、組織的に対応する。
- (2) 迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3) 校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確認し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

#### いじめ発生の場合の適切な対応



## 第Ⅲ章 教育的諸課題から配慮すべき児童生徒への対応

### —日常的に、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う—

1 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒

2 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒

3 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒

4 被災児童生徒  
※ 東日本大震災、原子力発電所事故により避難

### 基本的な対処の構造

- ① 事態が発生した際（疑いがあると認められたときも）は直ちに関係機関へ報告する。  
※ 保護者・児童生徒からの申し立てについて、調査をしないまま重大事態ではないと断言できないことに留意。
  - ② 事実関係を明確にするための調査を早い段階で実施する。
  - ③ 調査結果等の必要な情報を、適切に提供する。
  - ④ 学校の設置者は、必要な指導及び支援を実施する。
- ※ 平時から調査を行うための組織等の設置
- ⑤ 地方公共団体の長は、必要に応じて再調査を行う。

## 第Ⅳ章 重大事態への対応

### —いじめがあったのではないかとの前提で事実に向き合う姿勢—

### 点検・評価

#### —いじめ問題に関する取組が機能しているかを点検し、常に見直しを図りながら推進するPDCAサイクルの確立—

[県教育委員会等が行う点検・評価]  
○いじめの実態に関する調査結果の分析と観察  
・問題行動等調査・定期調査・事故報告等  
○「山形県いじめ問題審議会」による点検・評価

指導・支援  
報告

[学校が行う点検・評価]  
○学校評価・教員評価による点検・評価  
・いじめ防止対策に係る取組「点検表」

[山形県いじめ防止基本方針の見直し]

○不断の見直しと概ね3年を目途にした総点検の実施

## 山形県いじめ防止基本方針 改定のポイント

平成26年4月に策定された「山形県いじめ防止基本方針」を平成29年11月に改定。いじめ対策推進法の施行状況や国の基本方針の変更等を勘案し、次の5点を改定のポイントとして、必要に応じた改定措置を講じた。

### (1) いじめの定義の確認

- ① けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する。
- ② 好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当する。ただし、いじめという言葉を使わずに、柔軟に対応することも可能である。

### (2) いじめの解消

少なくとも、次の①と②の要件を満たす必要がある。

- ① 「いじめに係る行為が止んでいること」  
被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること(少なくとも3ヶ月以上)。
- ② 「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」  
被害児童生徒本人及びその保護者に面談等により確認する。

### (3) 教育的諸課題等から特に配慮が必要な児童生徒について

学校として、日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行う。

- ・発達障がいを含む、障がいのある児童生徒
  - ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒
  - ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒
  - ・被災児童生徒
- など

### (4) 重大事態について

- ① 手順を明確にし、確認しておくことが大切であることに加え、市町村に対して、平時から調査を行うための組織等を設置しておくよう促す。
- ② 重大事態の疑いがあると認められたときも、校長は学校の設置者に報告する。

### (5) インターネット上のいじめへの対応について

これまでの基本方針で詳細に記載してきました。昨今の問題の深刻化、社会問題化している点を鑑み、別冊にて提示しています。

#### スマホ・携帯等インターネット上のいじめの未然防止と適切な対応

##### [実態を知る]

- インターネットいじめの類型
  - ・掲示板、メール、SNS等

##### [いじめの実態を知る]

- 情報モラル指導
- 家庭・地域・PTAとの連携
  - ・フィルタリング、ペアレンタルコントロール、ネットパトロール、研修会等

##### [早期発見・早期対応]

- いじめのサイン
- 相談体制整備
- ネットパトロール
- 削除依頼
- 被害防止の取組